

不法投棄禁止



みんなが厳しい目を向け、不法投棄等を許さない地域づくりを進めましょう。

不法投棄は **犯罪** です！

【主な罰則】

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科

1. 無許可営業 許可を受けずに廃棄物の収集・運搬、処分を業として行うこと。
2. 無許可業者への委託 事業者が許可を受けた処理業者等以外の者に廃棄物の処理を委託すること。
3. 受託禁止違反 許可を受けた処理業者等以外の者が廃棄物の処理を受託すること。
4. 投棄禁止違反 廃棄物をみだりに捨てること。
5. 投棄禁止違反未遂 不法投棄の未遂。
6. 焼却禁止違反 廃棄物の焼却禁止に違反すること。
7. 焼却禁止違反未遂 不法焼却の未遂。

また、法人には1, 4, 5, 6および7の違反については三億円以下の罰金が、2および3の違反については1,000万円以下の罰金が科せられます。

3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれを併科

8. 委託基準違反 事業者が処理を委託する際に委託基準に違反すること。
9. 不法投棄・不法焼却のための廃棄物の収集の禁止 不法投棄・不法焼却を行うため廃棄物を収集すること。

また、法人には300万円以下の罰金が科せられます。

